

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者（保護者等）

住 所 _____

氏 名 _____

令和8年度 県立高校生徒通学支援事業補助金交付申請書

県立高校生徒通学支援事業補助金の交付を受けたいので申請します。

学年	第	学年	ふりがな		
			生徒氏名		
生徒の居住所					
※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。（いずれか一つでも該当しない場合は補助金の申請ができません。）					
☐ 生徒は、鹿児島県内に住所を有します。					
☐ 生徒が高等学校等に在学した期間（定時制に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）は、通算して36月以内です。					
☐ 私の世帯は、申請期間において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。					
【申請者（保護者等）の収入の状況について】					
※ 申請には、基本的に保護者全員（父母がいる場合は2人分）の申請年度（最新）の課税証明書等（以下のいずれかの書類）が必要です。					
・申請年度（最新）の「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」のコピー					
・申請年度（最新）の「市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」の原本又はコピー					
申請時点の保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。					
☐	今年度初めて申請するため、保護者等の課税証明書等を添付します。（次の①～⑥のいずれかの□にレ印を付け、課税証明書等を添付してください。）			☐	前期（4月～9月）分の交付決定を受けているため、課税証明書等の添付を省略します。（次の①～⑥の選択と課税証明書等の添付は不要です。）
①	☐	親権者（両親）2名分（親権者（両親）が2人存在する場合）			
②	☐	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）			
		☐ ア	親権者の1人が控除対象配偶者である場合		
		☐ イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合		
	☐ ウ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）等 ※家庭の事情により親権者全員分の課税証明書等を添付できない場合は、④⑤のいずれか該当するものを選択してください。			
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 （親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は全員分。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。））			

（次のページへ）

④	☐	生徒本人 (生徒が成人に達し、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合又は生徒が未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等)
次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑤	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在せず、生徒も未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑥	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する申請者(保護者等)の氏名及び生徒との続柄
(⑤又は⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※申請にあたっては、「市町村民税の課税所得額(課税標準額)」及び「市町村民税の調整控除額」が記載されている課税証明書等の書類が必要です。

【所得額等の計算】※学校記入欄

【市町村民税の課税標準額】

【市町村民税の調整控除の額】

円 × 6 % = 円 - 円 = 円

※課税証明書等を添付する
全員分の合計

※課税証明書等を添付する
全員分の合計

※当該金額が30万4,200
円以上の場合には申請できません。

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 兄弟姉妹についても、同様の申請をしています。

※チェックをした場合は学校名と生徒氏名を記入してください。

【学校名 氏名 】

【公共交通機関】

1 申請月にチェックしてください。

前期 ☐ 4月分 ☐ 5月分 ☐ 6月分 ☐ 7月分 ☐ 8月分 ☐ 9月分

後期 ☐ 10月分 ☐ 11月分 ☐ 12月分 ☐ 1月分 ☐ 2月分 ☐ 3月分

注1) 1か月定期券の場合は、有効期間開始日の月にチェックします。

注2) 4月7日～7月6日の3か月定期の場合は、4、5、6月分にチェックします。

2 以下の書類のいずれかを貼付もしくは添付してください。

- ① 定期券の写し
② 領収書の写し

1 申請月にチェックしてください。

前期 ☐ 4月分 ☐ 5月分 ☐ 6月分 ☐ 7月分 ☐ 8月分 ☐ 9月分

後期 ☐ 10月分 ☐ 11月分 ☐ 12月分 ☐ 1月分 ☐ 2月分 ☐ 3月分

2 自家用車、原動機付自転車等を使用する区間の距離が表記された地図を添付してください。

自動車等の使用距離（片道）	通学費用（月額）
2km以上 5km未満	2,700円
5km以上 10km未満	6,700円
10km以上 15km未満	10,200円
15km以上 20km未満	13,700円
20km以上 25km未満	16,900円
25km以上 30km未満	20,100円
30km以上 35km未満	23,100円
35km以上 40km未満	26,100円
40km以上 45km未満	28,800円
45km以上 50km未満	31,500円
50km以上 55km未満	34,000円
55km以上 60km未満	36,500円
60km以上 65km未満	39,000円
65km以上 70km未満	42,200円
70km以上 75km未満	45,700円
75km以上 80km未満	49,200円
80km以上 85km未満	52,700円
85km以上 90km未満	56,200円
90km以上 95km未満	59,600円
95km以上 100km未満	63,000円
100km以上	66,400円

※2km未満は0円

☐ 前期分の交付申請時に申請している口座を、後期分の受取口座として申請します。

※後期分の申請時に選択可能です。チェックを行った場合、以下の口座の記入や通帳等の写しの貼り付けは不要です。

1 補助金を受け取る口座を記入してください。(原則、申請者本人の口座を指定してください。)

金融機関名： 銀行・労金・信金 本店・支店・支所
信組・相信・農協 出張所・代理店
店舗名： その他【 】

預金種別： 普通預金 ・ 当座預金 □座番号：

口座名義： (通帳裏面等に記載のカタカナ名義又はアルファベット名義を記入)

2 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が分かる通帳・カード等の写しを貼り付けてください。

◎ 定期券の写し等を基に、定期券代等ほか((A)～(D)欄)を月ごとに記入してください。

(単位：円)

前期	定期券代等 (A)	自家用車等 (B)	他の補助金 (C)	実施負担額 (D)=A+B-C	後期	定期券代等 (A)	自家用利等 (B)	他の補助金 (C)	実施負担額 (D)=A+B-C
4月分				0	10月分				0
5月分				0	11月分				0
6月分				0	12月分				0
7月分				0	1月分				0
8月分				0	2月分				0
9月分				0	3月分				0

(注) 定期券代等(A)及び他の補助金(C)欄については、購入額、補助額を有効月数で割って算出した「ひと月あたり」の購入額を記入してください。

(注) 自家用車等(B)欄については、使用距離を上記《別表》に当てはめて算出した通学費用(月額)を記入してください。

(注) 他(市町村等)から補助金を受けている場合は、証明書類を提出してください。

(以下学校記入欄)

実費負担額 = (D)	(D)-20,000 円 = (E)	(E)×補助率 (1/2) = (F)	支払回数 (G)	(10・3)月期 補助申請額 (H) (F) × (G)
0 円	-20,000 円	-10,000 円	0	0 円

(注) 1 (F)の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 通学方法の変更等により行が不足する場合は適宜行を追加すること。